

多胎児家庭等ピアサポート事業委託業務公募要領

1 趣旨

双子や三つ子等の「多胎児」や出生体重 2,500g 未満の「低出生体重児」など、出生数が少ない児を養育する家庭は、それぞれに特有の悩みを抱えており周囲に同じ経験をした者が少ないため孤立しやすい等の状況がある。

そこで、このような身近で交流する機会が少ない方々を対象に、県内全域で、先輩保護者（以下、「ピアサポーター」という。）によるピアサポートや助産師等による相談支援等が受けられる機会を設けるとともに、同じ悩みを抱える家庭同士の仲間づくりを促進する。また、講演会等を通じて子育ての悩みに寄り添った情報発信をすることで保護者の不安を解消し、健やかに育児が継続できるよう支援することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名称
多胎児家庭等ピアサポート事業委託業務
- (2) 業務内容
別紙「多胎児家庭等ピアサポート事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料上限額
金 800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、上記金額は予算額の上限であって契約額でないので留意すること。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式

4 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - (6) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
 - (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。
 - (8) 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
 - (9) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
 - (10) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加申込書の提出
 - ①提出書類
 - ア 参加申込書（様式第2号）
 - イ 誓約書（様式第3号）
 - ②提出方法
1部を持参又は郵送（電子メール可）する。
 - ③提出期限
令和8年6月4日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 企画提案書の提出
 - ①提出書類（8部（正本1部、副本7部）提出）
 - ア 企画提案書（A4版、片面印刷、任意様式）

イ 業務の実施行程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）

オ その他の添付資料

- ・法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・企業等の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・県税すべてに未納がないことの証明（税務署及び都道府県が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの）

②提出方法

8部（正本1部、副本7部）を持参又は郵送する。

③提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時まで（必着）

（3）提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 こども未来部 子育て応援課 母子保健担当

メール：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2790

ファクシミリ：088-621-2843

（4）参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を持参又は郵送により令和8年6月18日（木）午後5時までに提出すること。

（5）その他

- ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、原則返却しない。
- エ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- オ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- カ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

- キ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じさせるものではない。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- ケ 本要領に関して徳島県から受領した全ての資料は、子育て応援課長の了解を得ないで公表、又は使用してはいけない。
- コ 本要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- サ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、失格又は無効とする。

6 応募書類等に係る質疑

(1) 質問受付期間

令和8年5月28日（木）正午まで（必着）

※受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝除く）

(2) 質問方法

質疑書（様式第1号）により行うものとし、5（3）に示す提出先及び問合わせ先に送付すること。なお、送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問内容

原則、当該委託事業に係る条件や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問者に対し、電子メールにて回答するほか県ホームページ上に掲載する。

7 選定方法等

(1) 評価項目及び最優秀提案者の選定

選定委員で構成する企画提案選定委員会を設置し、企画提案選定委員会において、評価項目の検討、企画提案書提出者の選定、企画提案書等の書面審査を実施する。

審査は、選考基準に基づいて実施する。

(2) 評価基準

審査の項目		配点
1	本事業の趣旨および目的にそった知識・経験を有した人員配置及び業務実施体制となっているか	15
2	事業進行の方法や内容等が具体性、実現性にあふれ、事業の効果を高めるような取組みが期待できる内容になっているか	10
3	実施担当者の資質向上や守秘義務・個人情報保護の徹底など適切に事業を遂行することが期待できるか	10
4	交流会や講演会の広報について効果的な提案内容が示されているか	15

5	対象者同士が十分交流するとともに、子育ての悩みに寄り添った情報発信を行うことで、それぞれの悩みや不安を和らげることが期待できる内容となっているか	15
6	安全対策や事故発生時の対応が十分に検討されているか	10
7	市町村や関係機関と連携できる体制となっているか	15
8	見積金額は企画提案内容に対して適切に積算されているか	10
合計		100

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、書類審査による審査後、各選定委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を最優秀提案者に選定し、県に報告するものとする。

(4) 選定結果

- ア 審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。
- イ 選定に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された受託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

8 日程

- 令和8年5月22日（金） 募集開始
- 令和8年5月28日（木） 質疑の締切り
- 令和8年6月4日（木） 参加申込書の提出締切り
- 令和8年6月18日（木） 企画提案書の提出締切り
- 令和8年7月上旬 受託者選定委員会（企画提案書等の審査）
選定結果通知・契約締結

9 契約の締結

- (1) 選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (4) 徳島県と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。
- (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
 - ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
 - イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。